

# アサリの産地表示適正化

令和4年4月  
消費者庁食品表示企画課

## 背景と経緯

- 令和4年2月1日に農林水産省が、「広域小売店におけるあさりの産地表示の実態に関する調査結果」を公表。漁獲量を大幅に上回る量の熊本県産のアサリが販売されていることが推測されたこと等が判明。
- 熊本県は2月8日から2ヶ月間の県産アサリ緊急出荷停止を決定。
- これを受け、3月18日に消費者庁及び農林水産省は、アサリの産地表示適正化のための対策を公表。
- このうち、原産地表示のルール適用の厳格化として、3月30日に食品表示基準Q&Aを改正（施行）。

## アサリの原産地表示適正化対策（令和4年3月18日公表）

### 1 原産地表示のいわゆる「長いところルール」の適用の厳格化

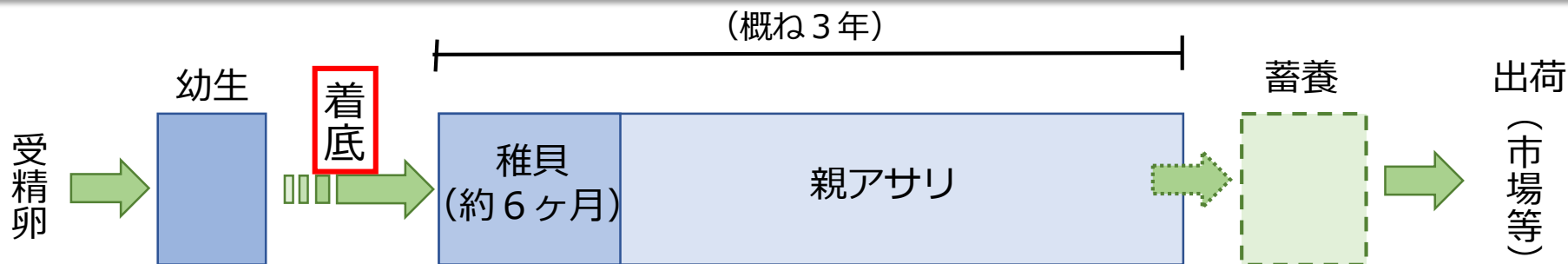
- ① 出荷調整用その他の目的のため、貝類を短期間一定の場所に保存することを「蓄養」とした上で、「蓄養」がいわゆる「長いところルール」の算定に含まれないことを明確化。
- ② 輸入したアサリの原産地は、蓄養の有無にかかわらず輸出国となる。なお、例外として輸入した稚貝のアサリを区画漁業権に基づき1年半（※）以上育成（養殖）し、育成等に関する根拠書類を保存している場合には、国内の育成地を原産地として表示することができる。  
（※）輸入したアサリの成育期間の確認が困難なため、アサリの採捕までの一般的な所要年数が3年程度であることを踏まえた整理。
- ③ 国内の他地域から稚貝のアサリを導入する場合、輸入したアサリを放流したものと区別するため、稚貝のアサリの根拠書類を保存する。

### 2 アサリの産地表示に係る状況の公表

本対策の効果を測るため、改正Q&Aの施行1か月後を目途に、アサリの産地表示の状況に関する点検調査を行い、結果を公表するとともに、引き続き疑義事案調査を進める。

### 3 熊本県産アサリのブランド化支援

熊本県の「純県産アサリの産地保証制度」による取組に対して支援を行うことは可能。



## 水産物の原産地表示のルール

- ① 国産品にあつては水域名又は地域名（主たる養殖場が属する都道府県名をいう。）
- ② 輸入品にあつては原産国名
- ③ 2箇所以上の養殖場で養殖した場合、主たる養殖場（最も養殖期間の長い場所）が属する都道府県名

→いわゆる「長いところ」ルール

## 食品表示基準Q&Aを改正して、具体的な原産地表示ルートを厳格化

- 貝類の蓄養については、いわゆる「長いところルール」の育成期間に含まれない。

→したがって、輸入後、出荷調整や砂抜きのため国内で一時的に蓄養した貝類の原産地は、輸出国となる。

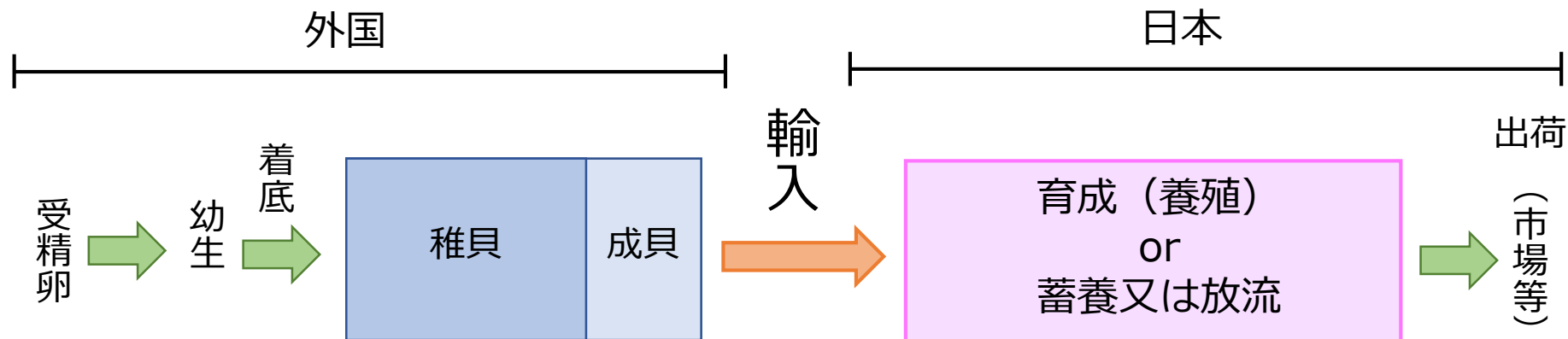
### 輸入アサリ

- 稚貝を輸入し、放流して、その成貝を採捕している実態はないことから、**原則として、原産地は輸出国を表示。**
- 国内において、**1年半以上の育成（養殖）**を行い、育成に関する**根拠書類を保存**している場合には、**国内の育成した産地を原産地として表示。**

（輸入アサリの成育期間の確認が困難なため、アサリの採捕までの一般的な所要年数が3年程度であることを踏まえた整理

### 国産アサリ

- 水域名又は地域名を表示。
- 2箇所以上の養殖場で養殖した場合、主たる養殖場（最も養殖期間の長い場所）が属する都道府県名を表示。
- **他の地域の稚貝アサリを導入した場合、成貝の輸入アサリを導入したことと区別するため、導入元が国内産であることを証明する書類の保存が必要。**



<業態の別>	<ルール>	<条件>
<p>共同漁業権の設定された区域に放流された場合も含む。</p> <p><b>蓄養又は放流の場合</b></p> <p>いわゆる「長いところルール」の「育成期間」にカウントされない</p>	<p>稚貝アサリの輸入実態は確認されていない</p> <p>➡ <b>原則輸出国を表示</b></p>	<p>育成に関する「根拠書類※2」が必要。</p>
<p>区画漁業権による養殖</p> <p><b>育成（養殖）の場合</b></p> <p>いわゆる「長いところルール」の「育成期間」にカウントされる</p>	<p>「1年半」※1未満の育成期間 ➡ <b>輸出国を表示</b></p> <p>「1年半」以上の育成期間 ➡ <b>育成地を表示</b></p>	<p>育成に関する「根拠書類※2」が必要。</p>

※1 輸入アサリの成育期間の確認が困難なため、アサリの採捕までの一般的な所要年数が3年程度であることを踏まえた整理

※2 根拠書類とは…輸入アサリの

- ・通関証明（ロットとの関係証明）
- ・小間ごとの収穫日付
- ・小間ごとの導入日付
- ・区画漁業権の登録済証 等



<業態の別>	<ルール>	<条件>
漁業 (共同漁業を含む。)	採捕地名を表示	他地域から導入された場合には、導入元が国内産であることを証明する書類※の保存が必要。
育成(養殖) (区画漁業権による養殖)	(着底以降の) 育成(養殖) 期間(蓄養期間は含まれない) が最も長い場所を表示	※導入元が国内産であることの証明書類の例 { <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 稚貝のアサリの採捕履歴</li> <li>・ 稚貝のアサリに係る出荷伝票</li> </ul> }

# 水産バリューチェーン事業のうち バリューチェーン連携推進事業

【令和4年度予算概算決定額 591（601）百万円の内数】 6  
（参考：令和3年度補正予算額 400百万円）

## <対策のポイント>

我が国漁業の成長産業化に向けて、品質面・コスト面等で競争力ある流通構造を確立するため、**生産・加工・流通・販売が連携することによる強みを活かして、マーケットニーズに応えるバリューチェーンの構築**を支援します。

## <事業目標>

- 魚介類（食用）の年間消費量（46.4kg/人 [令和9年度まで]）

## <事業の内容>

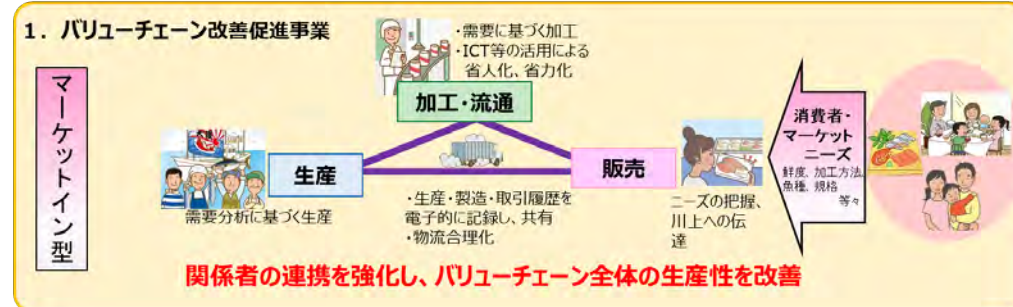
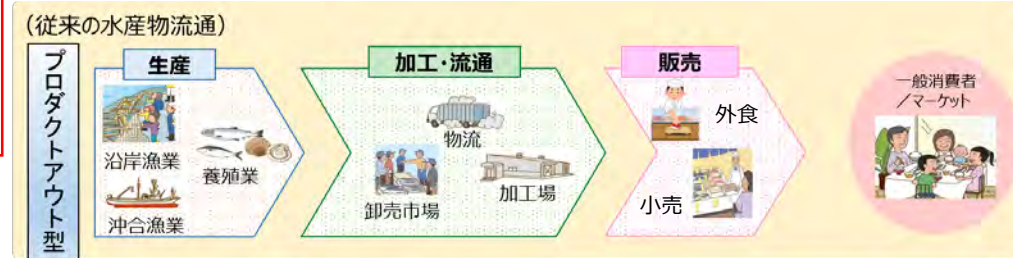
### 1. バリューチェーン改善促進事業

マーケットインの発想に基づく「売れるものづくり」を促進するため、**生産、加工、流通、販売の関係者が連携し、先端技術の活用等による物流や情報提供の効率化や高付加価値化等によるバリューチェーン構築の取組等**を支援します。

### 2. 個別プロジェクトフォローアップ事業

今後、1で支援した取組のうち**モデル事例を全国的に横展開**することを目的として、**総合的なフォローアップ（支援後の取組の進捗と成果の検証及び助言）**を実施します。

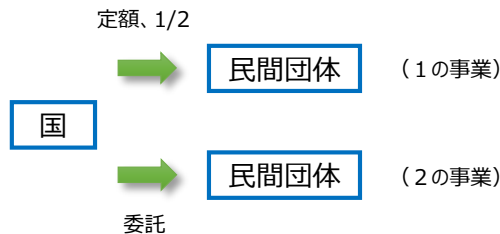
## <事業イメージ>



↑ フォローアップ

### 2. 個別プロジェクトフォローアップ事業

## <事業の流れ>



【お問い合わせ先】 水産庁加工流通課 (03-3591-5612)